

新型コロナウイルスに関する各種支援策

持続化給付金(国)

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

【給付対象の主な要件】

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比**50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員数が2000人以下である事業者。※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。
※6月29日から「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」「2020年1月～3月の間に創業した事業者」の申請受付を開始しました。

【給付額】

中小法人等は**200万円**、個人事業者は**100万円**

[売上減少分の計算方法] 前年の総売上(事業収入) - (前年同月比**▲50%**月の売上×12ヶ月)

【申請方法】

電子申請「持続化給付金」のホームページにアクセスし、申請ホームから申請
「持続化給付金」事務局ホームページ <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



【申請期限】

令和3年1月15日(金)まで

家賃支援給付金(国)

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付を支給します。

【支給対象】(①②③すべてを満たす事業者)

- ①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。
- ②5月～12月の売上高について、
 - ・1か月で前年同月比**▲50%以上**または、
 - ・連続する3か月の合計で前年同期比**▲30%以上**
- ③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

【給付額】

法人に最大**600万円**、個人事業者に最大**300万円**を一括支給

[算定方法] 申請日の直前1か月以内に支払った賃料(月額)をもとに算定した月額給付額の**6倍**

【申請方法】

電子申請「家賃支援給付金」のホームページにアクセスし、申請ホームから申請
「家賃支援給付金」事務局ホームページ <https://yachin-shien.go.jp/index.html>



【申請期限】

令和3年1月15日(金)まで

南さつま商工会議所では、「**新型コロナウイルス相談窓口**」を設置しております。
資金繰り、助成金、給付金、その他経営に関するご相談がございましたら、
お気軽にお問い合わせください。

【南さつま商工会議所 中小企業相談所 TEL:0993-53-2244】

小規模事業者持続化補助金(国)

小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援します。

【対象者】 小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人

【補助額】 一般型：上限**50万円**、コロナ特別対応型：上限**100万円**

事業再開枠（事業者が事業再開に向け、必要最小限の感染防止対策を行う取組）：上限**50万円**

特別事業者（クラスター対策が特に必要と考えられる施設で事業を実施する事業者）：**50万円上乗せ**

【補助率】 一般型：2/3

コロナ特別対応型（A）：2/3、

コロナ特別対応型（B・C）：3/4

特例事業者上乗せ：2/3または3/4または定額

【補助対象】 非対面販売のためのホームページ作成・改良、
店舗の改装、チラシの作成、広告掲載など
販路開拓等の取組の経費の一部を補助

新型コロナウイルス感染症対応「特別枠」
補助対象経費の1/6以上が以下のA～Cの
いずれかの要件に合致することが必要。

A. サプライチェーンの毀損への対応

B. 非対面型ビジネスモデルへの転換

C. テレワーク環境の整備

【公募スケジュール】 一般型：第3回締切 令和2年10月2日（金）、第4回締切 令和3年2月5日（金）

コロナ特別対応型：第4回締切 令和2年10月2日（金）

【申請方法】 南さつま商工会議所に締切10日前までにご提出ください。

飲食店感染防止対策新事業(県)

来店客が食事中にマスクを外さざるを得ない等のため他の業種よりも感染リスクが高い飲食店においては、県が示す取組例や業界団体のガイドラインを基に感染防止対策を徹底していただく必要があります。そこで県では、飲食店が感染防止対策物品の購入等を行う経費や感染防止に効果的なキャッシュレス決済手段を導入する経費を助成することにより、飲食店における新しい生活様式の徹底を図っています。

【対象者】

食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を受けている飲食店

日本標準産業分類の「中分類76-飲食店」のうち、次に掲げるもの

・食堂、レストラン・専門料理店・そば・うどん店・すし店・酒場、ビヤホール・バー、キャバレー、ナイトクラブ・喫茶店・その他の飲食店

日本標準産業分類の「中分類77-持ち帰り・配達飲食サービス業」のうち、次に掲げるもの

・持ち帰り飲食サービス業・配達飲食サービス業

【補助対象経費及び補助金額】

(1) 感染防止対策物品の購入等

次に掲げる物品購入費又は外注費のうち、令和2年4月1日から令和2年10月31日までの間に購入又は実施し、かつ同日までに支払いがなされたもの。

【物品購入費】 ①消毒費用 ②マスク費用 ③清掃費用 ④飛沫対策費用 ⑤喚起費用

⑥その他衛生管理費用 ⑦PR費用

【外注費】 外注による発注

補助対象経費の**10/10以内の額**で、1店舗あたり**10万円**を上限

(2) キャッシュレスの導入

次に掲げる決済端末等又は事前注文・決済システムの導入費用うち、令和2年4月1日から令和2年10月31日までの間に導入し、かつ同日までに支払いがなされたもの。

【決済端末等】 ①決済端末非接触型の・タッチ決済・電子マネー・QRコード ②レジ接続費 ③汎用端末 ④付属品 ⑤設置費

【事前注文・決済システム】 ①システム ②付属品 ③設置費

補助対象経費の**4/5以内の額**で、1交付対象あたり**20万円**を上限

【申請方法】 郵送 ※簡易書留やレターパックなど申請者が郵便物の到着を確認できる方法で送付

【申請先】 鹿児島県感染防止対策支援事業事務局 〒892-0835 鹿児島市城南町45-1

【コールセンター】 099-213-9192（受付時間9:00～17:00 土日祝日を除く）

【申請期限】 令和2年11月2日（月）（当日消印有効）